被告国指定代理人（川端）

乙Ａ第２２号証を示す

この陳述書ですけども，これはあなたの方で，今回の京都タウンミーティングについて書かれたものをまとめて，確認して押印されたものでよろしいですね。

はい，そうです。

陳述書の中に若干細かな話とかも触れられておりますけれども，証人の記憶や当時の資料とかも確認された上で記憶をたどって陳述書を作成されたというふうにお聞きしてよろしいですね。

はい。

証人の経歴の方から伺いたいと思いますけども，経歴を簡単におっしゃっていただけますか。

文部科学省に勤務しておりまして，平成１６年７月から当時の内閣府タウンミーティング担当室に出向しまして，タウンミーティング関係の業務に携わりました。

内閣府の方に出向されていたのはいつまでということになるんですか。

平成１８年８月までです。

内閣府での仕事の内容について伺いますけども，タウンミーティング室というところに配属されていたということでよろしいですか。

そうです。内閣府大臣官房タウンミーティング担当室です。

タウンミーティング担当室なんですけども，具体的にここの担当室の中には何人ほどの方が配属されていたんですか。

正確にはあれですけど，１１名，１２名程度でした。

一番の上司，責任者というのはどなたになるんですか。役職で結構です。

タウンミーティング担当室長です。

タウンミーティングの運営の仕方について若干伺いたいんですけども，タウンミーティングの運営というのは，タウンミーティング担当室の方が行っているという理解でよろしいですか。

はい，そうです。

陳述書の中に，事務局というか業者ということで出てくるんですけども，これはどういう人になるんですか。

タウンミーティング事務局として書いているのは，委託業者になるんですが，そういう参加者の集計などを行って，参加証の発送を行っていた業者です。

京都タウンミーティングの話になりますけども，京都タウンミーティングでは京都市の方が共催という形になっておりますけども，共催ということでほかの団体が主催者の立場になるということもタウンミーティングではしばしばあったことなんですか。

はい。

証人は主担当という立場にあったというふうにされているんですけども，主担当というのはどういう立場になるのか説明していただけますか。

タウンミーティングの運営全体を総括する立場でした。

京都タウンミーティングについて，主担当である証人以外に運営とかにかかわる人というのは担当室の中では何人ぐらいいることになるんですか。

５人です。主担当，副担当と，あとは上司として参事官，室長というところですね。

そうすると，実際の例えば共催団体，ここで言うと京都市との連絡の取り合いとか事務局との連絡とか，そのあたりの業務については主に主担当の方が担当されているということでよろしいですか。

はい。

京都タウンミーティングに関して京都市側と連絡をとり始めたのはいつごろかというのは覚えておられますか。

７月上旬ごろからです。

平成１７年ということでよろしいですか。

はい，そうです。

京都市の方が最終的に１１月７日に共催の決定が出たということで陳述書に書かれてあるんですが，この京都市の方も共催になるという話はいつごろからあったんですか。

そもそも８月の時点で共催を希望しているという話はありました。ですが，当時の内閣改造に伴って８月に当初予定していたタウンミーティングが延期になりましたので，結果的に共催申請が正式に決まったのは１１月上旬になりました。

そうすると，共催でやるという話は最初からある程度決まっていたけれども，手続が後回しになったということですか。

そうですね。８月に開催が一たん延期になったので，その手続もそれに伴って後回しになりました。

共催になると具体的にどういう点が違ってくるんですか。

はっきりした明確な基準じゃなくて，一概には言えないんですが，例えば開催地の自治体が参加者の周知などにより積極的にかかわったりですとか，開催地側のイベントなりプレゼンテーションを中に盛り込んだりですとか，そういったことが共催においてなされていました。

そうすると，京都タウンミーティングについて，まず参加者の募集に関して伺いたいんですけども，参加者の募集の業務に関しては具体的にどういう役割分担が決まっていたんですか。

内閣府において例えばチラシですとかポスターの作成を行ったり，内閣府のタウンミーティングのホームページに広報を掲載したり，あるいは新聞に広告を行ったりというようなことを行いまして，京都市の方で当方から作成・配付したチラシ，ポスターを用いて京都市内での

周知というのを行うという分担になっていました。

先ほどおっしゃっていた事務局というのは，応募をとりまとめる立場ということでよろしいんですか。

はい，そうです。

この京都タウンミーティングはインターネットとファクスとはがきで応募を受け付けていたということでよろしいですか。

そうです。

これの申込先がすべて事務局の方になっていたということですね。

そうです。

それから，今回，京都タウンミーティングで文化芸術活動が行われておりますけども，その点について伺いたいと思いますが，文化芸術活動を行うという話はいつごろからあったんですか。

７月の半ばぐらいからそういう話がありました。

それは京都市の方からなんですか。

京都市の方で特に今回，文化というテーマで行うという話でしたので，それならばそういう地元の子供たちの文化芸術活動を盛り込みたいというような意向が京都市の方から示されました。

その文化芸術活動に関しての業務の分担について伺いたいんですけども，これはどういう役割分担になっていたんですか。

文化芸術活動に関しましては，基本的にどの学校にお願いするかですとか，どういう内容の活動を行うかとかですとか，だれが参加するかですとか，そういったことは京都市が行っておりまして，内閣府はその報告を受けていくという立場でした。

報告を受けて，了解するかどうかということになるんですかね。

はい，そうですね。

文化芸術活動に参加した生徒さんなり参加者が，その後会場において討論に

も参加する，席を確保するという問題があると思うんですけども，そういった席を確保するという話はいつごろからありましたか。

正確には記憶していないんですが，７月の中旬なりに文化芸術活動を行うという話が出た時点で，その参加者の分の座席は確保するという前提で私も京都市側も認識していたというふうに記憶しています。

そうすると，最初から文化芸術活動をやることが話が出てきたころから，席も当然確保するということになっていたということですか。

そういう前提であったということです。

文化芸術活動に参加した人について，席を確保するのはどういう理由からなんですか。

特に今回のタウンミーティングはテーマが「子供が担う次代の文化力」というテーマでして，子供たちが実際に日ごろ体験している文化芸術活動を披露して，お互いにそれを見たり，あるいはそれについて意見交換をするというのが今回のテーマの主眼になるというふうに思っておりましたので，そのために必要な文化芸術活動の参加者の席を確保したということです。

文化芸術活動は結果として太鼓とかお花とかお茶とか複数ありましたけど，どの芸術活動の参加者について席を確保するとかいう具体的な話は最初のころからありましたか。

当初はそこまで具体的にはしてなかったと思います。

そうすると，証人の認識としては文化芸術活動に参加した人については，当然全員の席を確保することになるという認識だったんですか。

そうですね，はい。

文化芸術活動に参加している人について，そのまま席を確保しますよということは京都市側も了解していたことですか。

そのように考えます。

８月１日に京都市の方に出張したということがあったと思うんですけど，そのことについて伺います。この出張の目的というのはどういうものですか。

実際に会場の現場を確認した上で，当日の運営について京都市側の担当者と打ち合わせるということが目的でした。

このときは，そうすると，会場になった京都市学校歴史博物館の方に行ったということですか。

はい，行っております。

京都市の担当者としてはどなたにお会いになりましたか。

京都市の松浦さんですね。あとは学校歴史博物館の館長の方です。

ほかも，名前は出ないですけど，会われているんですか。

ちょっと正確に名前を覚えていないんですが。

そのときに松浦氏の方から，市民会議ということで略して表現させていただきますけど，「心の教育はいらない！市民会議」についての話を聞いたということが出ているんですけど，それは間違いないですか。

はい，そうです。

まず，これは先ほどの歴史博物館のところで聞いたということですか。

はい，そうですね。

具体的にどういう話を聞いたのかを説明していただけますか。

京都市で行われた河合文化庁長官の出席したイベントにおいて，会場内で野次ですとかプラカードなどの激しい抗議活動が行われて，それによって警察も関与するなどの事態にたち至ったことが過去にあったと。それで，今回このタウンミーティングについても河合長官が参加するわけで，かつては京都市でそのようなことがあったということをご留意いただきたいといった話でした。

８月１日の時点では，参加者として河合長官というのは決まっていたわけですか。

はい，そうです。

その話はどういう経緯で出てきた話ですか。

前後の文脈は記憶にないです。

今回原告で蒔田さんとかが市民会議のことで問題になってますけども，この時点で蒔田さんとかいわゆる市民会議に関しての個人名というのは出てきているんですか。

個人名は出ていません。

団体について聞かれただけということですか。

そうですね。その河合長官の出席したイベントにおいて，「心の教育はいらない！市民会議」という団体のメンバーがそういう抗議行動を起こしたという話はそのときに聞きました。

証人の方ではその話を聞いて，何か対応をしたということはあるんですか。

その段階では特に対応はとっておりません。

陳述書の方ですけども，松浦さんの方からホームページがあるということを聞いたということが書かれてあるんですけど，それは事実ですか。

はい，そうです。

それは８月１日のときのことですか。

はい，そうです。

証人の方はホームページを確認したんですか。

はい。しました。

市民会議のホームページですか。

そうです。

それで，その後内閣改造とかがあって延期になった経緯は陳述書に書かれているとおりですね。先に進んで，陳述書の１０月５日のときに松浦さんに対してリストを送付したという話があるんですけども，その点について伺います。このリストの送付というのは松浦さんからの依頼があったということですか。

そうです。

依頼というのは具体的にどういう形であったんですか。

具体的には，電話になるんですが，タウンミーティングの応募者の中に以前申し上げた河合長官のイベントで抗議活動を起こしたメンバーが入っている可能性があるので，京都市においてそれを確認したいので，リストを送付していただきたいという要請を受けました。

例えば，延期になったのが新たに開催されることになったので，追加周知が必要かどうか検討したいという話を聞いた記憶はないですか。

そこは記憶にないんです。

乙Ａ第６号証添付の名簿を示す

１枚目の左側の方の欄に，申込日というのがありますね。

はい。

あなたの方が依頼を受けて松浦さんの方に送ったリストというのは，中身は正確には違うかもしれませんけど，今見ていただいたリストになるんですか。同種のものと。

そうですね。その同じフォーマットのものです。

このリストというのはだれが作成したものなんですか。

タウンミーティング事務局において作成していました。

どういうものを根拠に作成したかというのは御存じですか。

インターネット，はがき，ファクスなどで参加の申し込みがタウンミーティング事務局に届いていましたので，それをタウンミーティング事務局の方でまとめて一覧にしていたということです。

事務局から内閣府というか証人の方にはそのリストが送られていたということですか。

そうです。

事務局から京都市の方には送られていないんですね。

送られていません。

応募者の状況ですね，名前とか申し込み日とか年齢とか住所がわかる一覧というのは，今見ていただいたこの種のリスト以外に何かほかにございますか。

それ以外にはないです。

松浦さんの方からは今見せた事務局の方で作成しているリストを送付してほしいという依頼があったんですか。

そこはちょっと正確には覚えていないんですが，参加者の一覧について送ってほしいというような依頼があったと記憶していますが。

その依頼を受けて，このリストしかそういうものがないから，あなたの方でこれを選んで送られたということですか。

はい，そうです。

応募者の中に市民会議の人がいるかどうか確認したいという話だったんですけど，その確認の結果というのは松浦さんから聞きましたか。

はい。

いつごろ聞きましたか。

１０月下旬に返答がありました。

それも電話があったということですか。

そうです。

そのときの松浦さんの説明について教えていただけますか。

その際に，確認したリストの中に蒔田さんと朴さんというお二人が河合長官の出席したイベントで抗議活動を起こした人物とその関係者として入っていますという連絡を松浦さんから受けました。

河合長官のイベントで抗議活動をした人物とその関係者ということですけども，抗議活動をした人物というのが蒔田さんということですか。

はい，そうです。

朴さんはその関係者ということだったんですか。

そうですね，はい。

蒔田さんについてですけども，その河合長官のイベントで騒ぎを起こした団体の関係者だという説明だったのではないですか。

蒔田さんにつきましては，その団体のメンバーという説明を受けまして，団体のメンバーの一員であるという説明でした。

以前から聞いていた河合長官のイベントで実際に抗議活動はあったわけですよね。その抗議活動と蒔田さんとのかかわりについてはどのような説明があったんですか。

その抗議活動の中で，蒔田さんが中心的な人物であったという説明を受けました。

中心的な人物という言葉を使ったんですか。

そういうふうに記憶はしていますが。

証人の方は蒔田さんが実際に抗議活動を行った人物だということで受け取ったということですか。

はい。

朴さんについて伺いますけど，朴さんについてはその関係者という以外に何か聞いていますか。

朴さんは蒔田さんの元夫であると松浦さんは言っておりました。

昔は夫婦であったが，現在も夫婦であるかはわからないという説明を受けた記憶はありますか。

そこまでは記憶していないですが。

元夫ということなんですけど，具体的には松浦さんはどういう言葉を使って説明をしたんですか。

元夫という言葉だったと思います。

そのままですか。

はい。

証人の方は，実際に蒔田さんとその関係者の朴さんという人物が応募しているという話を聞かされて，そこで何か対応をとったんですか。

そういう情報を聞いた後に，京都市内での河合長官の出たイベントでも確かに警察も関与するような抗議行動があったということで，何らかの対応は必要だという問題意識は持ちまして，そういう問題意識のもとに上司にこのような応募があるということは報告しました。

それから，１１月上旬ごろにまた松浦さんの方から連絡があったということで書かれているんですけど，蒔田さんと朴さんの抽選に関して松浦さんから話があったということですね。

はい。

具体的にはどんな話でしたか。

タウンミーティングの応募者が多くなって，抽選を行うこととなった場合は，この蒔田さんと朴さんの両名を落選としていただきたいという要請を受けました。

蒔田さんだけではなくて２人についてということですね。

はい，そうです。

これも松浦さんとあなたで電話でしゃべったということでよろしいですか。

そうです。

ちなみに，松浦さんとは８月１日の京都で会ったとき以外は全部電話とかメールでやりとりしたんですか。

電話とメールです。

そのとき松浦さんの方で，まず蒔田さんを落選させたいという理由については何か説明はありましたか。

やはり今回も警備上，特に子供たちが非常に多く参加している場でそういう激しい抗議行動などが起こってしまうと，イベントの進行ができなくなってしまうかもしれないということを懸念して，そういう要請があったということです。

朴さんについてはどういう理由なんですか。

朴さんについても，その抗議活動を行った人物の関係者であるからということです。

蒔田さん，朴さん個別についてというより，２人あわせて話をしているような感じなんですかね。

はい，そうですね。

抽選になった場合に落選させていただきたいという話があって，それに対して証人の方はどう答えたんですか。電話での話ですよ。

まず，その場では抽選になるかどうかというのはそもそもわからない状態でしたので，その場では判断は当然できない状態でしたので，また後ほど応募状況の結果なども見ながら検討しますというようなことを答えました。

証人の方で上司とかには相談とか報告はされたんですか。

その報告を聞いた後に，上司に対しても松浦さんから受けた情報と要請について報告をしました。

そのときの上司の対応というのはどういうものだったんですか。

やはり，そのときもちょっと応募状況などを見ると判断はできないが，まあ，警備上何らかの対応は必要かなという話はしたと記憶していますが。

警備の話が出たのでついでに聞きますけども，実際の当日の警備については，どうなっていたかということなんですけど，これは警備の担当というのはどこがやっていたんですか。

警備については，朝日広告社という警備業者にお願いして，警備員の人を雇って，来てもらっていました。

当日の警備の状況の決定ですね，警備員を何人やるとか，配置をどこに置くとか，そういうのが最終的に決まったのはいつごろの話なんですか。

１１月２０日前後だったと思いますが。実際の開催の間際だったというふうに記憶しています。

じゃ，１１月上旬ごろはまだ警備の話も具体化されていない段階だったということですか。

はい，そうです。

甲第４号証の３，甲第４号証の５及び甲第２０号証の２枚目を示す

全部同じものですが，マスキング部分が違っています。「ＴＭ京都の応募者について（取扱注意）」，この文書ですけども，これはどなたが作成したものですか。

これは私が作成したものです。

これは何のために作成したものですか。

これはタウンミーティング担当室の室内会議等において，応募者の状況について報告するために作成したものです。

担当室内の会議というのは定期的に開かれているものなんですか。

そうですね。原則週１回開かれていました。

甲第４号証の５を示す

この文書の記載内容について伺っていきますけど，マスキング部分がずれているので，甲第４号証の５を見ていただきますけども，上の方に「『心の教育』はいらない！市民会議メンバー　蒔田　直子　氏」と書いてあって，そこの下に５行文章が書いてありますね。ここに書いてある情報というのはどこから入手したものですか。

京都市の方から入手したものです。

京都市というのは松浦さんから聞いたということですね。

はい，そうです。

先ほど，インターネットで市民会議のホームページも見たということをおっしゃっていましたけども，松浦さん以外のところから入手した情報というものもあるんですか。

そうですね。例えば，この「京都市道徳教育振興市民会議」という具体名はインターネットで引っ張ってますね。

その下の３行なんですけど，さっきから問題になっているところですけども，ここの情報は松浦さんからという話になりますか。

そうですね。

その下の３行，「今回のタウンミーティングでも」，ここは証人の方で意見を書かれたということですか。

私の意見と，松浦さんの方もこういう後日情報公開請求を行う可能性があるということは言ってましたので，そういうのを踏まえて所見として書いてあります。

松浦さんからもそういう所見があったわけですか。

はい。

甲第２０号証の２枚目を示す

甲第２０号証を示しますけども，その下が朴氏について，マスキング部分の「元夫とされる」と。これも先ほど証言いただいたように松浦さんから聞かれたことですか。

はい，そうです。

「在日本大韓民国民団の支団長」と書かれていますけども，この情報はどこから入手されたんですか。

これも松浦さんから聞きました。

先ほど何回かありましたけど，いつの時点になりますか。

これも１０月の下旬の時点だったと思います。

一番下に「朴氏の共著」ということで本の名前が書いてありますけども，こ

当日の警備の状況の決定ですね，警備員を何人やるとか，配置をどこに置くとか，そういうのが最終的に決まったのはいつごろの話なんですか。

１１月２０日前後だったと思いますが。実際の開催の間際だったというふうに記憶しています。

じゃ，１１月上旬ごろはまだ警備の話も具体化されていない段階だったということですか。

はい，そうです。

甲第４号証の３，甲第４号証の５及び甲第２０号証の２枚目を示す

全部同じものですが，マスキング部分が違っています。「ＴＭ京都の応募者について（取扱注意）」，この文書ですけども，これはどなたが作成したものですか。

これは私が作成したものです。

これは何のために作成したものですか。

これはタウンミーティング担当室の室内会議等において，応募者の状況について報告するために作成したものです。

担当室内の会議というのは定期的に開かれているものなんですか。

そうですね。原則週１回開かれていました。

甲第４号証の５を示す

この文書の記載内容について伺っていきますけど，マスキング部分がずれているので，甲第４号証の５を見ていただきますけども，上の方に「『心の教育』はいらない！市民会議メンバー　蒔田　直子　氏」と書いてあって，そこの下に５行文章が書いてありますね。ここに書いてある情報というのはどこから入手したものですか。

京都市の方から入手したものです。

京都市というのは松浦さんから聞いたということですね。

はい，そうです。

先ほど，インターネットで市民会議のホームページも見たということをおっしゃっていましたけども，松浦さん以外のところから入手した情報というものもあるんですか。

そうですね。例えば，この「京都市道徳教育振興市民会議」という具体名はインターネットで引っ張ってますね。

その下の３行なんですけど，さっきから問題になっているところですけども，ここの情報は松浦さんからという話になりますか。

そうですね。

その下の３行，「今回のタウンミーティングでも」，ここは証人の方で意見を書かれたということですか。

私の意見と，松浦さんの方もこういう後日情報公開請求を行う可能性があるということは言ってましたので，そういうのを踏まえて所見として書いてあります。

松浦さんからもそういう所見があったわけですか。

はい。

甲第２０号証の２枚目を示す

甲第２０号証を示しますけども，その下が朴氏について，マスキング部分の「元夫とされる」と。これも先ほど証言いただいたように松浦さんから聞かれたことですか。

はい，そうです。

「在日本大韓民国民団の支団長」と書かれていますけども，この情報はどこから入手されたんですか。

これも松浦さんから聞きました。

先ほど何回かありましたけど，いつの時点になりますか。

これも１０月の下旬の時点だったと思います。

一番下に「朴氏の共著」ということで本の名前が書いてありますけども，こ

の情報はどこから入手したものですか。

共著があるというようなことは松浦さんから入手したんですが，具体的な名前ははっきりしなかったので，名前については私の方でインターネットで検索したものです。

この民団の支団長であるとか，こういうような本を書いているといった情報を会議の場で報告したのはどういう理由からですか。

この段階では，蒔田さん，朴さんについてその段階で知り得ていた情報をすべて記載したというものです。

職業とか肩書とかそういうものと同じような扱いですか。

はい。

会議の場では，この蒔田さんと朴さんの件についてはどのような話がなされたんですか。

会議の場においても，特に対応については議論の内容を正確に記憶していないんですが，何らかの結論なりは出なかったと記憶しています。

会議ってそもそも時間としてはどれくらいやるものなんですか。

場合によりますが，３０分から１時間ぐらいですし，そのとき進んでいるほかのタウンミーティングについての議論もあわせて行います。

京都の件だけではないということですか。

そうですね。

今までの段階で，どの時点でもいいですけど，例えば抽選になったからといって蒔田さんや朴さんを故意に落選させるようなことは逆にやったらだめだろうとか，そういう話は全然出てきてないんですかね。

特に出てきてなかったと思いますが。

松浦さんに対しても検討しますと答えただけで，否定するような発言はしていないんですか。

はい，そうですね。

抽選の話について伺いたいんですが，先ほど来ありますように，内閣改造のために開催日が一遍延期になりましたね。

はい。

延期になった後に追加で参加者の募集をしていますよね。この追加募集をすることについては，いつ決まったんですか。

追加募集をすることは，１０月の下旬ごろから決まってます。

延期が決まったのは８月ごろなんですか。

はい。

追加募集が決まったのが１０月の下旬ですか。

下旬です。

何で追加募集するという話になりましたか。

そもそも行う日付が変わりますので，８月の時点で参加を表明されていた方も１１月２７日という新しい日付だと来れなくなる可能性もありますし，逆に８月の開催日では都合の悪かった方も１１月２７日では参加できる可能性もありますから，そういったことから追加募集をするのはごく自然というふうに考えていました。

追加募集をするということはどこで決めたことですか。

最終的にはタウンミーティング室の定例会議になります。

追加募集の決定に関しては，京都市は何か関与しているんですか。

京都市も追加募集を行いたいという希望はあったと思いますが，日にちが違うのでごく自然に追加募集をするものだろうという感覚で内閣府側も京都市側も当時そういう認識だったというふうには記憶していますが。

追加募集するのがある意味当然で，特に悩んだとかもめたとかいうことはないということですか。

そうですね。

募集期間が１日延長されたということがありますよね。延長された理由について，証人は記憶がないと陳述書に書かれているんですけども，松浦さんの方が郵送による応募に対する配慮のためだということで延期を申し出たということが書いてあるんですけども，それを聞いて，当時の記憶がよみがえるとかそういうことはないですか。やっぱり思い出せないですか。

松浦さんの方から１日延ばしてほしいという要請があったようなことは記憶しているんですが，郵送云々というのは覚えていないです。

例えば，今言ったような理由で１日延ばしてほしいということがあれば，内閣府の方でも了解するんですかね。

そうですね，はい。

先ほど募集については，はがきとファクスとホームページと３本立てでやっているということでしたけども，すべてについて募集期間を１日延ばしているということでよろしいですか。

はい，そうです。

ちなみに，この京都タウンミーティングの募集期間が１１月１１日から２１日で延期されて２２日までになっていますけども，開催日が２７日ですよね。これはほかのタウンミーティングに比べて，募集期間という意味では短いんですか，長いんですか。

非常に短いです。

募集期間の締め切りから開催日までの間はどうなんですか。

そこも短いです。

これは何でそういうことになったんですか。

そもそも内閣改造があって，その後に，内閣改造直後というのはなかなか出席する大臣の日程調整をすぐできないものですから，そういう最終的な日にちを決定するのにちょっと時間を要したということはあります。通常でしたら，募集の開始から開催までは通常１カ月前後か

それ以上ありますし，募集を締め切ってから開催までも，通常は１週間前後はとっていました。そうすると，１１月１１日から２７日というのは１カ月のところをその半分しかとっていなかったので，日程的には相当余裕がなかったというのが事実です。

それで，募集を締め切った後，抽選をするかどうかいろいろ考えて，抽選するならして，最終的に参加者に対しては参加証を送るんですよね。

そうです。

これは事務局の方から郵送で送るということですよね。

そうです。

２７日の開催に間に合わせようとなると，証人の方の計算では何日に参加証を発送しなきゃいけないと思っていたんですか。

少なくとも２２日には早い段階でそういう発送の指示は出さなければならないと思っていました。

これは２７日月曜日で週末を挟んでいるんですよね。

そうですね。

そういうこともやっぱり影響していたんでしょうか。

そうですね。２３日も祝日ですから。

そうすると，証人の方で事務局に対しては２２日の時点で発送するように指示していたんですか。

そもそもこちらから発送の指示を出さなければならないですから。

今おっしゃったのは，担当室から事務局に発送する相手の名簿，この人に発送してくださいという指示を出すのが少なくとも２２日中ということですか。

そうですね。

抽選の話を聞いていきますけども，具体的な計算は陳述書に書いていただいたとおりですね。

そうです。

抽選の対象となる一般座席のうち，記者とか内閣府の方とかそういう関係者じゃなくて，文化芸術活動に参加した人のために確保する席の数なんですけども，具体的な人数は京都市からの報告で決まっていたということなんですか。

　　そうです。

文化芸術活動に参加する人については，先ほど見ていただいたリストがありますけども，あのリストの中に含まれているのか含まれていないのか，そういうことはどういう扱いになっていたんですか。

　　結果的には含まれている方と含まれていない方がいます。

含まれていない人で何人分必要ですというのを松浦さんから報告を受けていたということですか。

　　そうです。

含まれている人については，リストの中のだれがイベント関係者なのか，文化芸術活動に参加する関係者なのかというのは，松浦さんの方からは報告をもらっていたんですか。

　　はい，そうですね。

それは具体的に番号とか名前とかでもらっていたんですか。

　　番号だったと記憶していますが。

それは電話ですか，何かリストとかはもらったんですか。

　　ちょっと記憶していませんが。

そうすると，証人の方ではイベント関係者に関しては松浦さんの情報をもとに人数を設定して，抽選が必要かどうかという計算のもとにしていったということですよね。

　　はい。

最終的に歩留まりとか７割当選を決めたということですけども，この７割を決めた後で抽選方法についてどう決めたかというのを伺いたいんですけども，

結論として蒔田さんと朴さんの受付番号末尾の番号については落選する方に入れたと，これは間違いないですね。

　　はい。

今，末尾番号は覚えていますか。

　　５，７，９です。

蒔田さんと朴さんが何番かというのは覚えていますか。

　　蒔田さんが５で，朴さんが９です。

蒔田さんと朴さんは別の番号でしたよね。

　　そうです。

そうすると，７割だから，５，７，９だと７が蒔田さんでも朴さんでもない番号があるんですけど，７はどうやって選んだんですか。

　　これはランダムに，そのときに頭に浮かんだ数字をランダムに入れたと記憶していますが。

だれか特定の人がこの番号がついているからその人を排除するために７を選んだとか，そういうものではないということですよね。

　　そうですね。

今回，原告の中の松本さんが会議のメンバーで自分も落とされたんじゃないかということをおっしゃっていますけども，松本さんという名前については御存じでしたか。

　　いえ，知りませんでした。

松浦さんとの間で，原告の松本さんについて何かやりとりをしたということはあるんですか。

　　ありませんでした。

そうすると，市民会議に関連して，あなたが具体的な個人名を聞いたというのは蒔田さんと朴さんだけになるんですか。

　　そうです。

７というのは全く，別の目的があって故意に選んだというよりはランダムに選んだ数字であるということでよろしいですか。

はい，そうです。

抽選が必要になったときに，蒔田さんと朴さんを故意に落選番号に入れるということなんですけども，これはだれが決めたことなんですか。

抽選のやり方について，私の方で原案を作成しまして，それを当時の上司である参事官及び室長に相談しまして，最終的にタウンミーティング担当室として決定しました。

蒔田さんと朴さんを落選させた理由というのは何なんですか。

それは，河合長官のかつて出席したイベントにおいて，抗議行動が起こってイベントの進行ができなくなるというような状況が過去にあったということを踏まえまして，特に今回のこのときのタウンミーティング京都では子供の参加も多いですし，そういう抗議行動などによって，子供たちが萎縮して発言できなくなってしまったり，怖がってしまってイベントが進められなくなってしまうということを懸念して，そのような決定になりました。

今おっしゃったような理由は，上司ともそういう理由で話をされたんですか。

はい，そうです。

７割当選にして３割落とす中に蒔田さんと朴さんを入れるということを決めて，上司の了解をとったというのは２２日の昼間の話ですね。

そうです。

その決定については松浦さんには伝えたんですか。

はい。

いつ伝えましたか。

昼に決定して，そのすぐ後に伝えたと記憶していますが。

それも電話でやりとりをしたということですか。

電話です。

具体的には松浦さんにはどう言って説明をしましたか。

蒔田さんと朴さんが抽選で落選ということになりましたと伝えたと記憶しています。

そもそも抽選が必要かどうかという話については，松浦さんとはやりとりをしていたんですか。

そこははっきり記憶はないんですが，ただ応募が２１日ぐらいの段階でかなり多かったので，おそらく必要だろうなという話はした記憶がありますが。

それは２１日の話ですか。

そうですね。

２２日の話は抽選をしたことを前提に，蒔田さんと朴さんは抽選で落としたと。

そうです。

それに対して松浦さんはどういう反応というか，回答，返事をしたか覚えていますか。

覚えてないです。

驚いた様子はありましたか。

ちょっと覚えてないですね。

その後，松浦さんから最終的なリストを送ってほしいということでリストを送ったということなんですけども，今おっしゃった蒔田さんと朴さんを落選させたというのは，そのリストを送る前の話ですよね。

もう一度よろしいですか。

乙Ａ第７号証を示す

２２日６時４８分に伊佐敷さんから松浦さんにリストを送っていますけども，これは松浦さんから依頼を受けて最終的なリストを送ったということですよ

ね。

はい。

先ほどの蒔田さんと朴さんを落としましたという話は，このリストを送る，だから６時４８分より前の話ですか。

はい，そうです。

このリストを送ってほしいと松浦さんから言われたんですよね。

そうです。

何のために送ってほしいという話でしたか。

応募者の中に必ず当選としてもらいたい者と，参加証を発送する必要がない者がいますので，それをチェックしたいのでリストを送ってほしいということを松浦さんから電話で連絡を受けました。

乙Ａ第９号証を示す

２２日の２０時４１分に松浦さんから伊佐敷さんあてのメールです。このリストは，伊佐敷さんが送った後に松浦さんから送り返されてきたものに間違いないですか。

そうです。

後ろに添付されているリストを見ますと，「その他」という欄の中に「教委ダミー」とか「一応当選に」，「当選」という文字が書かれているんですけども，そのことについて伺いますけど，この「教委ダミー」，それから「当選」，「一応当選に」，この言葉はだれがつけたものなんですか。

松浦さんの方で記載しています。

これはどういう意味かというのは松浦さんから説明は受けましたか。

「当選」，「一応当選に」については，当選としてもらいたいものと。

「教委ダミー」については，参加証を発送する必要がないものという説明を受けました。

まず，「教委ダミー」の方なんですけども，なぜ参加証を発送する必要がないという話だったんですか。

当日，参加する可能性がないためというような説明でした。

なぜそういう人たちが応募者リストの中に入ることになったかという説明はありましたか。

そこはちょっとはっきりした記憶はないですが。

「当選」と「一応当選に」というのがありますけど，この２つの違いは何か聞いてますか。

聞いておりません。

「当選」と「一応当選に」は当選にしてほしい人ということですけども，具体的にはどういう人だから当選にしてほしいということだったんですか。

その中にはイベントの関係者なども入ってますし，松浦さんの方で特に参加を呼びかけた人なども入っているというようなことを聞いた記憶があります。

それで，証人の方は松浦さんの希望ですよね，「当選」と「一応当選に」は当選にして「教委ダミー」については参加証を送らないと，この希望を了解したわけですよね。

そうです。

それは何でですか。特に問題があるとは思わなかったですか。

具体的に，個別の参加者がどういう人かというのは私の方も情報を持っておりませんでしたから，開催地の担当者で松浦さんの方が現地の状況ですとか，あるいは熟知しているだろうというふうに思っていましたので，松浦さんの言った判断を信用してそれに従って行いました。

松浦さんから二次的応募者というものがいるという話を聞いたことはありましたか。

聞いた記憶はあります。

いつごろ聞いたかというのは記憶がありますか。

１１月上旬，中旬ぐらいで聞いた記憶はありますが。

二次的応募者というのはどういうものだという説明だったんですか。

市の職員ということだったと思います。

二次的応募者についてはどういう扱いにするとかいう話があったんですか。

二次的ですので，市の職員ですので，仮に応募が多かった場合は，職員でない一般の方々を優先的に参加させるということで考えていますという説明を受けました。

具体的に，先ほどの応募者リストの中で，だれが今言った二次的応募者なのかという説明は受けていませんか。

特に受けていないです。

では，具体的に二次的応募者の名前とか，具体的な人数とかは一切聞いてなかったんですか。

聞いてないです。

「教委ダミー」という記載がついたリストが戻ってきたときに，「教委ダミー」というのは，以前に説明していた二次的応募者のことですよという説明はあったんですか。

特にありませんでした。

そうすると，証人の方ではこの「教委ダミー」がつけられた応募者ですね，二次的応募者の関係というのはどういうふうに理解していたんですか。

そこの関係は特に説明もありませんでしたから，はっきりわかりませんでした。

別のものだと思っていたんですか。それとも二次的応募者の話を忘れていたのか。

ある程度重複している可能性はありますけれど，二次的応募者と教委ダミーが一致するかとか，そのうち何人が一致するかとかそういうことは特にわかりませんでした。

２２日の夜の時点では特にそういうのは確認せずに，「教委ダミー」と「当選」と「一応当選に」の説明を前提に作業をしたということですか。

そうですね。

当日の状況だけ聞いておきますけど，当日というのは実際の会場の席なんですけど，どの程度埋まっていたのかというのは覚えていますか。

見た限りはもうほとんど埋まっていたと記憶していますが。

もちろん文化芸術活動をやっているときは出ている人の席はあいているという形ですよね。

それはもちろんそうです。

その後，それが終わって，その人たちも席に着いた段階では。

ほとんど埋まっていたと思います。

乙Ａ第２０号証を示す

「タウンミーティング　小泉内閣の国民対話　運営マニュアル」ということで平成１７年１１月２４日と書かれていますけども，最終稿，これはどういうものなのか説明してもらっていいですか。

これは，タウンミーティングの当日の運営に当たってタイムスケジュールをどうするかとか，座席をどうするかとか，例えば誘導とか警備とか受付とか，そういう担当をどうするかとか，そういう当日の運営体制についてまとめたものです。

これはだれがまとめたんですか。

これは業者の朝日広告社の方でまとめました。

１１月２４日という日付が書かれていますけど，最終稿ということなので，いろいろ事情が変わったらどんどん変えていったということですか。

そうですね。

座席レイアウトとかが載ってますけども，これは本当はもっと分厚いんですか。これ１部だけですよね。